

所得税、市・県民税 の申告はお早めに！



鈴鹿税務署からのお知らせ

問合せ先 鈴鹿税務署 (☎059-382-0353)

確定申告会場

と き

2月13日(月)～3月15日(水)

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

※受付は午後4時までとなりますが、会場の状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ

イオンモール鈴鹿2階

「イオンホール」

※午前9時から10時までの確定申告会場入口は、専門店街「南入口」のみになります。

【申告と納税の期限】

- 所得税・贈与税
3月15日(水)
 - 消費税および地方消費税
3月31日(金)
- ※所得税、消費税および地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

○新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会場の混雑緩和のため、入場には日時が指定された「入場整理券」が必要になります。「入場整理券」は、会場で当日配付またはLINEアプリを使用したオンラインでの事前発行の2通りで発行します。オンラインでの事前発行について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

○2月13日(月)～3月15日(水)は、鈴鹿税務署において申告相談は行いません。

○1月4日(水)～2月10日(金)および3月16日(木)(土・日曜日、祝日を除く)以降は、鈴鹿税務署で申告相談を行います。なお、1月17日(火)以降は、上記と同様の当日配付またはLINEアプリを使用したオンラインで事前発行した「入場整理券」が必要になりますのでご注意ください。(電話等で予約された人を除く)

○確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの人は、自身のスマートフォンで申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、次の書類などが必要です。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマートフォンおよびマイナンバーカード(※)

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)

・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

自宅のパソコン・スマートフォンからのe-Taxによる申告をぜひご利用ください

確定申告会場へ行かなくても、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、申告書が簡単に作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ (URL <https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

e-Taxの送信には、①マイナンバーカード方式および②ID・パスワード方式の2通りがあります。

①マイナンバー方式には、マイナンバーカードおよびICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

②ID・パスワード方式には、税務署で発行したID・パスワードが必要です。

なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応のため、早めにマイナンバーカードを取得していただくようお願いいたします。

※申告書を郵送する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。

1. 亀山市での申告相談受付会場のご案内

市が担当する申告相談受付を、次の日程で実施します。

※新型コロナウイルス感染症防止の観点と各会場の混雑緩和のため、確定申告は税務署への郵送等での提出または前ページに記載されたe-Tax(スマートフォンやパソコンを活用した電子申告)をぜひご活用ください。

○市会場および各コミュニティセンター等日程表

相談日	地区	時間	会場
2月1日(水)	神辺	午前9時～午後4時	神辺地区コミュニティセンター
2月2日(木)	昼生	午前9時～午後4時	昼生地区コミュニティセンター
2月3日(金)	白木	午前9時～11時30分	下白木公民館
	小川	午後1時30分～4時	小川地区生活改善センター
	天神・和賀南部	午前9時～午後4時	天神・和賀地区コミュニティセンター
2月6日(月)	野登	午前9時～午後4時	野登地区コミュニティセンター
2月7日(火)	井田川	午前9時～午後4時	井田川地区北コミュニティセンター
2月8日(水)	川崎	午前9時～午後4時	川崎地区コミュニティセンター
2月9日(木)	阿野田 管内	午前9時～午後4時	東部地区コミュニティセンター
	加太	午後1時30分～4時	林業総合センター
2月16日(木)～ 3月15日(水)	市内	午前8時30分～午後4時 (土・日曜日、祝日を除く)	本庁
2月16日(木)～ 3月15日(水)	市内	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時 (土・日曜日、祝日を除く)	関支所

※各コミュニティセンター等は、午前8時30分から開場します。

※本庁・関支所では、午前8時から番号札を配布します。

※本庁会場の受付については、番号札による受付に加え、パソコンやスマートフォンから申し込みができるWEB事前予約受付も開始します。詳しくは、**2月1日以降**、市ホームページに予約受付専用アドレスを記載しますので、ご確認ください。

(URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2020010800016/>)



市ホームページ
二次元コード

市の会場で受付できない人

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、海外の年金の確定申告をする人、令和3年分以前の確定申告をする人は、本庁・関支所・各コミュニティセンターでは確定申告相談を受付することができません。上記内容で不明な点がある人は、鈴鹿税務署へお尋ねください。

申告に使用する各種書類は、1月16日(月)以降に本庁・関支所へ設置します。

2. 確定申告会場をご利用の際の新型コロナウイルス感染症対策について

来場時には、マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温、ボールペンの持参にご協力ください。

検温の結果、37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある人や体調の優れない人は、来場を控えていただくようお願いいたします。また、できる限り少人数でお越しください。

3. 所得税の確定申告が必要な人(主な例)

令和4年中に営業・農業・不動産所得のある人や、各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が所得控除(扶養控除、基礎控除等)を超える人	
令和4年中に給与がある人で	給与等の収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の合計金額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
令和4年中に公的年金がある人で	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は、確定申告の申告義務はありません。

4. 確定申告をすれば所得税が戻る人

所得税を納め過ぎた人は、還付申告をすることができます。

【主な例】

- 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄附金控除等を受けられる人
- 給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人

※上記の内容であっても、計算結果により納付になる場合があります。

※令和4年分の還付の確定申告は、令和5年1月1日から令和9年12月31日まで行うことができます。

5. 市・県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日現在で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。ただし、**所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。**

- 事業所得、農業所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得または山林所得がある人
- 勤務先から給与支払報告書の提出がない人
- 医療費控除など各種控除の申告をする人
- 給与所得または公的年金所得のあった人で、他に所得のある人

(他の所得が20万円以下の場合には所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。)

- 特定配当等所得、特定株式等譲渡所得を確定申告する人で、所得税と異なる課税方法を選択する人

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、市税証明の交付、国民健康保険税などの保険料の算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へ、市・県民税申告書を1月下旬に送付します。

6. 確定申告書および市・県民税申告書作成時に申告会場で必要なもの

① 収入・所得に関する書類

収入・所得の種類	必要なもの
営業・農業 不動産所得	収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの) ※必ず事前に作成してお持ちください。
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本 支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

※配当所得について、多数の支払通知書をお持ちの場合は、所得の内訳書を作成してお持ちください。

② 控除に関する書類

必要なもの
国民健康保険税、介護保険料、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書など控除に係る証明書、寄附金の受領証など控除を受けるための金額を証する書類

※医療費控除を申告する場合は、**年間の支払額を集計した「医療費控除の明細書」が必ず必要となりますので、事前に作成してお持ちください。**

※**領収書の添付や提示のみでは医療費控除は受けられません。**

※寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

③ 共通して必要なもの

必要なもの
本人および扶養者の個人番号確認書類、本人確認書類、還付申告をする人は、還付金の振込先が分かるもの(通帳など)

※申告内容によって、上記(①収入・所得に関する書類、②控除に関する書類、③共通して必要なもの)のほかに書類が必要となる場合があります。

※収入・所得に関する書類の一部は、確定申告書作成後にお持ち帰りいただけます。

確定申告、市・県民税申告には、**マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示、または写しの添付** が必要です。

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

マイナンバーカード



- ご自宅などからe-Taxで申請書などを送信すれば、別途、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちでない人

① 番号確認書類

申告者のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
 - 住民票の写し、または住民票記載事項説明書(マイナンバーの記載があるものに限る)
- などのうち、いずれか1つ



② 身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード



などのうち、いずれか1つ

7. 令和5年度からの市・県民税に適用される主な税制改正

●市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の人は、市民税・県民税の課税、非課税の判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合は課税されませんが、未成年者にあたらぬ人は、前年中の合計所得金額38万円(※)を超える場合は課税されます。

※扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

●セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)の延長

健康診断等を受け、スイッチOCT医薬品購入費を支払った場合に受けられる所得控除であるセルフメディケーション税制が、対象を重点化(※)するとともに手続きを簡素化した上で、令和9年度課税まで5年延長されました。

※令和4年1月1日以後の購入費から適用されます。

セルフメディケーション税制について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

8. 国民健康保険の医療費通知(医療費のお知らせ)について

国民健康保険に加入中の人に、令和4年分の医療費通知を送付します。

診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」として活用することができますので、使用する場合は、次のことにご注意ください。

○**医療費控除の申告をする際は、医療費通知原本の添付が必要です。再発行はできませんので、大切に保管してください。**

○令和4年1月～11月の受診分を今年2月に、令和4年12月の受診分を3月に送付します。

※医療費通知が届く前に確定申告をする場合は、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。

○医療費通知に記載されていないものは、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。

※申告に使用した領収書などは、申告期限から5年間保存する必要があります。

※医療費控除の対象にならない医療費等もあります。詳しくは、鈴鹿税務署または税務課市民税グループへお問い合わせください。

○あんま、はり、きゅうなどの施術や、コルセット等の装具の購入などは、医療機関名が記載されていないので、領収書に基づき医療費通知に補完記入してください(補完記入に使った領収書は、確定申告時に提示が必要)。

○支払額には、診療報酬明細書(レセプト)などの診療点数から計算した自己負担相当額が記載されていますので、領収書と金額が異なる場合があります。また、高額療養費などの給付を受けた分が含まれていますので、その場合は確定申告の際に差し引く必要があります。

問合せ 国民健康保険の医療費通知について…市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)
医療費控除の申告について…鈴鹿税務署(☎059-382-0353)
税務課市民税グループ(☎84-5011)

9. 市・県民税申告のお問い合わせ先について

問合せ先 税務課市民税グループ(☎84-5011)